

水道水の放射性物質の検査結果

(令和5年3月30日現在)

■検査機関

新潟県保健環境科学研究所、一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所

(単位: Bq/kg)

採水日	採水地点	測定値	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム
令和5年1月11日	湯沢低区配水池	検出されず	検出されず
令和5年1月17日	浅貝配水池	検出されず	検出されず
令和5年1月24日	戸沢配水池	検出されず	検出されず
令和5年1月31日	ふれあいの郷配水池	検出されず	検出されず
令和5年2月7日	二居高区配水池	検出されず	検出されず
令和5年2月21日	三俣配水池	検出されず	検出されず
令和5年3月7日	岩原配水池	検出されず	検出されず
令和5年3月14日	芝原配水池	検出されず	検出されず
食品衛生法の規格基準(飲料水)		基準値 —	基準値 10

※放射性ヨウ素の基準は設定されていません。

【測定値について】

この検査は、検出限界値がおおむね1Bq/kgです。検出限界値とは、測定において検出できる最小値のことです。放射能の特性として、同じ機器で測定しても検体ごとに検出限界値は変動します。

「検出されず」とは、測定結果が検出限界値未満であることを示します。

【測定の単位について】

Bq(ベクレル)は、放射線を出す能力を表す単位のことです。例えば、ある放射性物質に「1ベクレルの放射能がある」と言った場合、その放射性物質は1秒間に1回原子が壊れて放射線を出すことを表しています。